

# 半期報告書

(第6期中) 自 平成22年4月1日  
至 平成22年9月30日

阪神高速道路株式会社

大阪府中央区久太郎町四丁目1番3号

(E04372)

# 目 次

頁

表紙	
第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【事業の内容】	2
3 【関係会社の状況】	2
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【業績等の概要】	4
2 【生産、受注及び販売の状況】	5
3 【対処すべき課題】	5
4 【事業等のリスク】	5
5 【経営上の重要な契約等】	5
6 【研究開発活動】	5
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	6
第3 【設備の状況】	8
1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	8
2 【道路資産】	8
第4 【提出会社の状況】	10
1 【株式等の状況】	10
2 【株価の推移】	11
3 【役員の状況】	11
第5 【経理の状況】	13
1 【中間連結財務諸表等】	14
(1) 【中間連結財務諸表】	14
(2) 【その他】	47
2 【中間財務諸表等】	48
(1) 【中間財務諸表】	48
(2) 【その他】	63
第6 【提出会社の参考情報】	64
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	65
第1 【保証会社情報】	65
第2 【保証会社以外の会社の情報】	65
1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】	65
2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】	66
3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】	66
第3 【指数等の情報】	67
[中間監査報告書]	

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成22年12月28日
【中間会計期間】	第6期中（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）
【会社名】	阪神高速道路株式会社
【英訳名】	Hanshin Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大橋 光博
【本店の所在の場所】	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
【電話番号】	06-6252-8121（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 藤井 正和
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
【電話番号】	06-6252-8121（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 藤井 正和
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第4期中	第5期中	第6期中	第4期	第5期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
営業収益（百万円）	123,783	88,150	93,491	222,419	178,233
経常利益又は経常損失(△) （百万円）	786	△2,331	△3,453	4,743	5,238
中間(当期)純利益又は中間純 損失(△)（百万円）	1,447	△2,560	△1,811	3,604	3,047
純資産額（百万円）	29,354	29,028	30,696	31,442	34,389
総資産額（百万円）	221,622	265,729	303,860	272,374	317,211
1株当たり純資産額（円）	1,363.68	1,344.24	1,534.83	1,471.81	1,625.12
1株当たり中間(当期)純利益 金額又は1株当たり中間純損 失金額(△)（円）	72.36	△128.03	△90.56	180.24	152.39
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	12.3	10.1	10.1	10.8	10.2
営業活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	2,994	△4,475	△7,900	△16,009	△25,674
投資活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	△1,901	△2,707	△1,393	△4,244	△8,248
財務活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	△26,689	2,853	△7,118	15,401	42,137
現金及び現金同等物の中間期 末（期末）残高（百万円）	9,026	25,439	21,570	29,768	37,983
従業員数（人） [外、平均臨時雇用人員]	2,309 [955]	1,951 [1,414]	1,980 [1,522]	2,326 [1,008]	1,903 [1,427]

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 第4期中、第4期及び第5期の潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため、第5期中及び第6期中の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に中間連結会計期間（年間）平均人員を外数で記載しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第4期中	第5期中	第6期中	第4期	第5期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
営業収益（百万円）	123,037	87,391	92,547	220,729	176,520
経常利益又は経常損失（△） （百万円）	653	△2,859	△3,569	3,730	3,538
中間（当期）純利益又は中間 純損失（△）（百万円）	1,379	△2,923	△3,680	3,117	1,889
資本金（百万円）	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数（千株）	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
純資産額（百万円）	26,314	25,128	26,261	28,052	29,942
総資産額（百万円）	214,973	258,602	296,098	265,632	309,703
1株当たり純資産額（円）	1,315.72	1,256.44	1,313.08	1,402.60	1,497.10
1株当たり中間（当期）純利 益金額又は1株当たり中間純 損失金額（△）（円）	68.98	△146.16	△184.02	155.86	94.50
潜在株式調整後1株当たり中 間（当期）純利益金額（円）	—	—	—	—	—
1株当たり配当額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	12.2	9.7	8.9	10.6	9.7
従業員数（人） [外、平均臨時雇用人員]	763 [177]	741 [170]	730 [162]	761 [177]	739 [172]

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 第4期中、第4期及び第5期の潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため、第5期中及び第6期中の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は [ ] 内に中間会計期間（年間）平均人員を外数で記載しております。

## 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

#### 4 【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

平成22年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	1,765
受託事業	[1,475]
その他	32 [9]
全社（共通）	183 [38]
計	1,980 [1,522]

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は [ ] 内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2. 高速道路事業及び受託事業については、両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。

##### (2) 提出会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数（人）	730[162]
---------	----------

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は [ ] 内に当中間会計期間の平均人員を外数で記載しております。

##### (3) 労働組合の状況

労働組合との間に特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、昨年春を景気の底とする拡張局面にあり、雇用・所得環境に底堅い動きがみられるようになり、企業収益や雇用・所得が改善していく状況にあります。関西経済についても、企業収益は増益基調にあります。海外経済に不透明感が残っていることなどから、企業の設備投資や個人消費は低迷の域を脱していない状況です。阪神高速道路の交通量は、平成18年度をピークに減少が続きましたが、当中間連結会計期間においては微増傾向にあり、このような景気動向の影響等によるものと推察されます。

このような経済環境の中、民営化5年目を迎えた阪神高速グループでは、「先進の道路サービスへ」という企業理念のもと、安全・安心・快適なネットワークを通じてお客さまの満足を実現し、関西のくらしや経済の発展に引き続き貢献すべく、事業の着実な展開に一層努めてまいりました。また、グループ一丸となって、業務の効率化や経営基盤の強化に努めてまいりました。

この結果、当中間連結会計期間の営業収益は93,491百万円（前年同期比6.1%増）、営業損失は3,858百万円（同36.0%増）、経常損失は3,453百万円（同48.1%増）、当中間純損失は1,811百万円（同29.3%減）となりました。

なお、セグメント別の業績の概要は、次のとおりです。

#### (高速道路事業)

高速道路事業では、当中間連結会計期間において、経済対策や高速道路ネットワークの有効活用等の観点から土曜・休日割引等の料金引下げや、3号神戸線等の沿道環境改善を目指し5号湾岸線への交通転換を促す環境ロードプライシングなどの料金施策を継続的に実施しました。また、企画割引「阪神高速ETC1日乗り放題パス(2010夏)」の発売、平城遷都1300年祭に向け奈良県と連携した「とくとくパーキング・奈良」の実施等の各種ETC普及・利用促進策を実施しました。また、「PA改善アクションプラン」の一環として泉大津パーキングエリア(海側)、京橋パーキングエリア(東行)をリニューアルするとともに、平成24年度までの3年間で事故件数1,000件削減等を目標とした「第2次交通安全アクションプログラム」の策定などを実施しました。

高速道路の建設につきましては、関西経済の発展へ寄与するネットワークの整備に向け、現在建設中の路線等について整備促進に努めました。

高速道路通行台数は、一日当たり88.2万台（前年同期比2.2%増）とやや増加傾向となりました。この通行台数増加の影響などにより、料金収入等は81,619百万円（前年同期比2.5%増）となりました。また、機構への債務引き渡しに伴う道路資産完成高は6,110百万円（前年同期比136.0%増）となりました。この結果、高速道路事業の営業収益は88,007百万円（前年同期比6.6%増）となりました。

一方、営業費用につきましては、協定に基づく機構への貸付料支払いや管理費用等により、92,106百万円（前年同期比7.5%増）となり、営業損失は4,098百万円（同29.0%増）となりました。

なお、機構との協定に基づく、変動貸付料制による貸付料の減算は実施しておりません。

#### (受託事業)

受託事業につきましては、京都市高速道路2号線の工事受託等により、営業収益は4,172百万円（前年同期比9.7%減）、営業費用は4,180百万円（同8.1%減）となり、営業損失は7百万円（前年同期は営業利益70百万円）となりました。

#### (その他)

その他につきましては、休憩施設の運営、駐車場施設の運営、道路管理の代行等に係る事業を展開しました。

道路管理の代行が平年度化したことなどにより、営業収益は1,362百万円（前年同期比37.0%増）、営業費用1,113百万円（同53.5%増）、営業利益は248百万円（同7.8%減）となりました。

#### (2) キャッシュ・フロー

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、減価償却費3,822百万円、減損損失144百万円、売上債権の減少8,687百万円などを計上したものの、税金等調整前中間純損失1,798百万円に加えて、仕掛道路資産等のたな卸資産の増加14,296百万円、仕入債務の減少4,179百万円、利息の支払額759百万円及び法人税等の支払額2,134百万円があったことにより、7,900百万円（前年同期比3,425百万円増加）の資金流出となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の償還による収入550百万円等があったものの、主として料金収受機械及びE T C装置への設備投資等に伴う固定資産の取得による支出1,340百万円があったことにより、1,393百万円(前年同期比1,314百万円の減少)の資金流出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、金融機関等からの長期借入れによる収入8,458百万円の資金調達を実施したものの、長期借入金の返済による支出9,478百万円などがあったことにより、7,118百万円の資金流出(前年同期は2,853百万円の資金流入)となりました。

なお、完成した道路資産を機構に対して引き渡した際に中間連結損益計算書に計上される営業収益(道路資産完成高)は、資金により回収されず、当社において計上している道路建設関係長期借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(以下「機構法」といいます。)第15条第1項に基づき機構に債務引き受けされることにより回収されることとなります。しかしながら、営業活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローを、より経営実態に即した適正な表示とするため、中間連結キャッシュ・フロー計算書上、当該営業収益(道路資産完成高)は一旦資金により回収され、回収された資金をもって道路建設関係長期借入金を返済しているものとみなしております。

以上の結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の中間期末残高は、21,570百万円(前年同期比3,869百万円の減少)となりました。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」において各セグメントの業績に関連付けて記載しております。

## 3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

## 4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当社グループの事業等のリスクについて、新たな発生や重要な変更はありません。また前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

## 5【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 6【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、高速道路事業に係る技術に関する研究であり、都市内の高速道路に求められる高速道路構造物の長寿命化、維持管理コスト低減、地球環境への負荷低減のための新技術の開発を目指して取り組んでおります。

当中間連結会計期間の研究開発費の総額は、69百万円であります。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、半期報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

### (1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について

#### ① 高速道路事業の特性について

高速道路事業においては、第1期連結会計年度においては日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（以下「民営化関係法施行法」といいます。）第24条第1項の規定により策定された暫定協定（以下「暫定協定」といいます。）に基づき、また、第2期連結会計年度以降は高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）（以下「高速道路会社法」といいます。）及び機構法の規定により、機構と平成18年3月31日付で締結した協定並びに道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）の規定による同日付事業許可に基づき、機構から道路資産を借り受けた上で道路利用者より料金を収受し、かかる料金収入から機構への賃借料及びその他の道路事業にかかる管理費用の支払いに充てております。

このような暫定協定、協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社が収受する料金には当社の利潤を含めないことを前提としております。なお、事業年度によっては、料金収入、管理費用等の当初計画と実績の乖離により、利益又は損失が計上される場合があります。

また、高速道路事業においては、交通量の季節的な変動により上半期が下半期よりも収入が大きく、他方、補修工事等の完成が下半期に多いことから管理費については下半期が上半期よりも大きくなる傾向にあります。

#### ② 機構による債務引受け等について

当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところでありますが、機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債権債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重畳的債務引受けの方法によること等を確認しております。

なお、高速道路にかかる道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の連結財務諸表及び財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務は、当社と機構との間の連帯債務とされております。

また、阪神公団の民営化に伴い当社及び機構が承継した阪神公団の債務の一部について、当社と機構との間に、連帯債務関係が生じております（民営化関係法施行法第16条）。

### (2) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。決算日における資産、負債及び会計期間における収益、費用の一部について、見積りを実施する必要がありますが、当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる方法によって実施しておりますが、見積りと実績が異なる可能性があります。また、当社グループの中間連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表」の「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの中間連結財務諸表においては重要であると考えております。

#### ① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社中間連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されます。当該資産の取得原価には、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費、人件費のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額、除却工事費用等資産の取得に要した費用の額及び道路建設に要した借入資金の利息のうち、当該資産の工事完了の日までに発生したものを計上しております。

なお、高速道路建設が完了したのち、かかる道路資産は上記取得原価をもって機構に帰属すると同時に、協定に基づいて当社が当該道路資産を機構から借り受けることとなります。かかる借受けについてはオペレーティング・リース取引として処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの連結財務諸表には計上されないこととなります。

② 回数券払戻引当金

当社グループは、阪神公団時代に発行した回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

③ ETCマイレージサービス引当金

当社グループは、ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

④ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率などが含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

(3) 経営成績の分析

① 営業収益

当中間連結会計期間における営業収益は、合計で前年同期比6.1%増の93,491百万円となりました。高速道路事業については、通行台数の増加の影響もあり、料金収入は81,612百万円、道路資産の完成、引渡しによる道路資産完成高6,110百万円等を合わせて高速道路事業営業収益は88,007百万円となり、受託事業については、京都市道高速道路2号線の工事受託等により4,172百万円、その他については1,362百万円となりました。

② 営業費用及び営業損失

当中間連結会計期間における営業費用は、合計で前年同期比7.0%増の97,350百万円となりました。その内容は、協定に基づく機構への賃借料の支払い66,251百万円、道路資産完成原価6,110百万円、業務委託費、維持補修費を中心とした管理費19,744百万円等による高速道路事業営業費用92,106百万円、受託事業における受託事業営業費用4,180百万円、その他の営業費用1,113百万円となりました。

これらの営業費用を差し引いた結果、当中間連結会計期間における営業損失は、前年同期比36.0%増の3,858百万円となりました。

③ 営業外損益及び経常損失

当中間連結会計期間の営業外収益は、寄付金収入144百万円等により499百万円となりました。また、当中間連結会計期間の営業外費用は、長期借入金等の支払利息53百万円等により95百万円となりました。これらの営業外損益を計上した結果、当中間連結会計期間における経常損失は、前年同期比48.1%増の3,453百万円となりました。

④ 特別損益及び税金等調整前中間純損失

当中間連結会計期間の特別利益は、負ののれん発生益1,756百万円、回数券払戻引当金の見直しによる取崩益14百万円等の計上により1,884百万円、特別損失は休憩所施設の減損損失144百万円等により229百万円となりました。これらの特別損益を計上した結果、当中間連結会計期間における税金等調整前中間純損失は、前年同期比22.7%減の1,798百万円となりました。

⑤ 中間純損失

当中間連結会計期間の中間純損失は、法人税等99百万円、少数株主損失87百万円を計上した結果、前年同期比29.3%減の1,811百万円となりました。

(4) 資本の源泉及び資金の流動性についての分析

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、道路料金の徴収等の営業活動のほか、機構からの無利子借入れを通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しております。

### 第3【設備の状況】

当社グループの行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた仕掛道路資産は、当社グループの中間連結財務諸表及び中間財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社グループの資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が阪神高速道路公団（以下「阪神公団」といいます。）から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社グループが機構から借り受けます（以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社グループが借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。）。借受道路資産は、当社グループの資産としては計上されていません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社グループの設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

#### 1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

##### (1) 主要な設備の状況

###### ① 提出会社

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

###### ② 国内子会社

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

##### (2) 設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

#### 2【道路資産】

##### (1) 主要な道路資産の状況

当社グループは、当中間連結会計期間において、協定における大阪府道高速大和川線等の新設、地震防災対策等の改築及び舗装等の修繕等を通じ総額20,323百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当中間連結会計期間において機構に帰属し、借受道路資産として当社が借り受けることとなった道路資産は、総額6,110百万円であり、その内訳は下記のとおりであります。

路線・区間等		帰属時期（注）1	道路資産価額 （百万円）（注）2
大阪府道高速大阪池田線等に関する協定	神戸市長田区南駒栄町から 神戸市長田区蓮池町（新設）	平成22年6月	65
大阪府道高速大阪池田線等に関する協定	修繕	平成22年6月	2,848
大阪府道高速大阪池田線等に関する協定	修繕	平成22年9月	3,193
京都市道高速道路1号線等に関する協定	修繕	平成22年9月	1
合計		—	6,110

（注）1. 仕掛道路資産が機構に帰属し、借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 道路資産価額には、消費税等は含まれておりません。

なお、当中間連結会計期間末における主要な道路資産の内訳は次のとおりであります。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借り受けている借受道路資産であります。

平成22年9月30日

区分		年間賃借料（百万円）（注）1	
地域路線網	阪神圏	大阪府道高速大阪池田線	129,004
		大阪府道高速大阪守口線	
		大阪府道高速大阪東大阪線	
		大阪府道高速大阪松原線	
		大阪府道高速大阪堺線	
		大阪府道高速大阪西宮線	
		大阪府道高速湾岸線	
		大阪府道高速道路森小路線	
		大阪府道高速道路西大阪線	
		大阪府道高速道路淀川左岸線	
		兵庫県道高速池田線	
		兵庫県道高速神戸西宮線	
		兵庫県道高速湾岸線	
		神戸市道高速道路2号線	
		兵庫県道高速北神戸線	
		神戸市道高速道路北神戸線	
	神戸市道高速道路湾岸線		
	京都圏	京都市道高速道路1号線	3,495
		京都市道高速道路2号線	
合計		132,500	

- (注) 1. 機構から借り受けた道路資産にかかる当連結会計年度の賃借料を記載しております。これらの賃借料は、上記の地域路線網に対するものであり、当該地域路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではありません。
2. これらの賃借料は、協定の規定により、各連結会計年度の料金収入の金額に応じて変動する場合があります。
3. 当中間連結会計期間末までに機構に帰属し、借受道路資産として当社が借り受けることとなった道路資産が含まれております。
4. 賃借料には消費税等は含まれておりません。

(2) 道路資産の建設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した道路資産にかかる重要な建設計画について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の建設、改修、除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年12月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	20,000,000	20,000,000	非上場	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	20,000,000	20,000,000	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成22年4月1日～ 平成22年9月30日	—	20,000,000	—	10,000	—	10,000

## (6) 【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関2丁目1番3号	9,999,996	50.0
大阪府	大阪市中央区大手前2丁目	2,876,722	14.4
大阪市	大阪市北区中之島1丁目3番20号	2,876,722	14.4
兵庫県	神戸市中央区下山手通5丁目10番1号	1,827,287	9.1
神戸市	神戸市中央区加納町6丁目5番1号	1,827,287	9.1
京都府	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	295,993	1.5
京都市	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地	295,993	1.5
計	—	20,000,000	100.0

## (7) 【議決権の状況】

### ① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 19,999,500	199,995	株式としての権利内容に制限のない標準となる株式
単元未満株式	普通株式 500	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	20,000,000	—	—
総株主の議決権	—	199,995	—

### ② 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

## 2 【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、半期報告書の提出日までの役員及び執行役員の異動は、次のとおりであります。

## (1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)	就任年月日
常務取締役	執行役員	菅沼 孝治	昭和26年12月18日生	昭和49年4月 阪神高速道路公団入社 平成17年10月 阪神高速道路(株)総務人事部長 平成20年7月 阪神高速サービス(株)専務取締役 平成22年9月 当社常務取締役(現在) 平成22年9月 阪神高速サービス(株)取締役(現在) 平成22年9月 阪神高速パトロール(株)社外取締役(現在) 平成22年9月 阪神高速トール大阪(株)社外取締役(現在) 平成22年9月 阪神高速トール神戸(株)社外取締役(現在)	(注2)	—	平成22年9月3日
取締役	執行役員	林部 史明	昭和30年1月4日生	昭和53年4月 建設省入省 平成16年7月 国土交通省道路局総務課長 平成17年7月 同 大臣官房付(兼)大臣官房道路関係四公団民営化関係組織設立準備室 平成17年10月 独立行政法人日本高道路保有・債務返済機構総務部長 平成19年7月 国土交通省大臣官房政策評価審議官(兼)大臣官房秘書室長 平成20年7月 同 関東地方整備局副局長 平成22年8月 同 大臣官房付 平成22年9月 当社取締役(現在)	(注2)	—	平成22年9月3日
監査役(常勤)	—	飯島 久司	昭和30年9月25日生	昭和53年4月 警察庁入庁 平成15年8月 三重県警察本部長 平成17年3月 警察大学校教務部長 平成18年7月 広島県警察本部長 平成20年3月 警察共済組合本部理事 平成21年2月 科学警察研究所副所長・法科学研修所長事務取扱 平成22年9月 当社監査役(常勤)(現在)	(注3)	—	平成22年9月3日

- (注) 1. 監査役飯島 久司は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 平成22年9月3日の就任時から他の取締役の任期の満了すべき時までであります。なお、他の取締役の任期は、平成22年6月29日開催の定時株主総会における選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
3. 平成22年9月3日の就任時から退任した監査役の任期の満了すべき時までであります。なお、退任した監査役の任期は、平成22年6月29日開催の定時株主総会における選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

## (2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
常務取締役	執行役員	伊丹 二郎	平成22年9月3日
監査役(非常勤)	—	福田 博	平成22年9月3日

## (3) 新任執行役員

役名	職名	氏名	就任年月日
—	執行役員	南莊 淳	平成22年7月1日

## 第5【経理の状況】

### 1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に準拠し、「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）に準じて作成しております。

なお、前中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）により作成しております。

なお、前中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）及び当中間連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）及び当中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】  
 (1) 【中間連結財務諸表】  
 ① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度の要約 連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>			
<b>流動資産</b>			
現金及び預金	6,160	6,781	11,694
高速道路事業営業未収入金	—	13,114	—
未収入金	14,772	3,809	25,786
未収還付法人税等	25	45	7
未収消費税等	※3 224	※3 333	488
有価証券	20,040	15,100	27,235
仕掛道路資産	157,086	196,681	182,397
その他のたな卸資産	529	212	199
受託業務前払金	13,978	14,185	14,089
繰延税金資産	397	462	411
その他	395	2,691	2,064
貸倒引当金	△11	△11	△9
<b>流動資産合計</b>	<b>213,600</b>	<b>253,405</b>	<b>264,366</b>
<b>固定資産</b>			
<b>有形固定資産</b>			
建物及び構築物	21,135	22,291	22,000
減価償却累計額	△4,153	△5,382	△4,763
建物及び構築物（純額）	16,982	16,909	17,236
機械装置及び運搬具	35,237	39,193	39,325
減価償却累計額	△11,964	△16,561	△14,198
機械装置及び運搬具（純額）	23,273	22,631	25,126
土地	5,131	5,114	5,114
リース資産	468	853	662
減価償却累計額	△71	△178	△118
リース資産（純額）	396	675	544
建設仮勘定	2,220	1,201	974
その他	745	942	910
減価償却累計額	△367	△475	△421
その他（純額）	378	467	489
<b>有形固定資産合計</b>	<b>48,382</b>	<b>46,999</b>	<b>49,485</b>
<b>無形固定資産</b>			
ソフトウェア	1,727	885	1,340
その他	26	5	5
<b>無形固定資産合計</b>	<b>1,754</b>	<b>891</b>	<b>1,346</b>
<b>投資その他の資産</b>			
投資有価証券	985	1,408	866
繰延税金資産	291	342	318
その他	826	926	942
貸倒引当金	△110	△113	△114
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>1,993</b>	<b>2,563</b>	<b>2,013</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>52,129</b>	<b>50,454</b>	<b>52,845</b>
<b>資産合計</b>	<b>※1 265,729</b>	<b>※1 303,860</b>	<b>※1 317,211</b>

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度の要約 連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>負債の部</b>			
<b>流動負債</b>			
高速道路事業営業未払金	—	14,227	—
未払金	16,348	6,315	21,747
短期借入金	—	150	6,150
1年以内返済予定長期借入金	4,983	22,598	29,598
リース債務	69	139	99
未払法人税等	315	200	2,170
未払消費税等	※3 51	※3 150	104
受託業務前受金	14,622	14,451	14,213
前受金	816	627	684
賞与引当金	1,377	1,369	1,214
回数券払戻引当金	552	397	422
その他	※4 1,130	※4 1,005	※4 978
<b>流動負債合計</b>	<b>40,268</b>	<b>61,634</b>	<b>77,384</b>
<b>固定負債</b>			
道路建設関係社債	※1 66,797	※1 95,303	※1 95,289
道路建設関係長期借入金	102,411	89,578	83,066
長期借入金	6,400	5,333	5,866
リース債務	326	536	445
繰延税金負債	124	106	107
退職給付引当金	17,390	17,961	17,793
役員退職慰労引当金	79	54	97
ETCマイレージサービス引当金	752	796	685
負ののれん	1,330	1,113	1,301
その他	818	745	785
<b>固定負債合計</b>	<b>196,432</b>	<b>211,529</b>	<b>205,438</b>
<b>負債合計</b>	<b>236,700</b>	<b>273,163</b>	<b>282,822</b>
<b>純資産の部</b>			
<b>株主資本</b>			
資本金	10,000	10,000	10,000
資本剰余金	10,000	10,000	10,000
利益剰余金	6,875	10,673	12,484
<b>株主資本合計</b>	<b>26,875</b>	<b>30,673</b>	<b>32,484</b>
<b>評価・換算差額等</b>			
その他有価証券評価差額金	8	23	18
<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>8</b>	<b>23</b>	<b>18</b>
少数株主持分	2,144	—	1,886
<b>純資産合計</b>	<b>29,028</b>	<b>30,696</b>	<b>34,389</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>265,729</b>	<b>303,860</b>	<b>317,211</b>

## ②【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度の要約 連結損益計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業収益	88,150	93,491	178,233
営業費用			
道路資産賃借料	63,657	66,251	113,711
高速道路等事業管理費及び売上原価	24,287	27,605	53,904
販売費及び一般管理費	※1 3,042	※1 3,493	※1 6,239
営業費用合計	90,986	97,350	173,855
営業利益又は営業損失(△)	△2,836	△3,858	4,377
営業外収益			
受取利息	22	14	39
受取配当金	3	1	4
違約金収入	26	—	26
土地物件貸付料	23	20	44
寄付金収入	147	144	252
原因者負担収入	7	7	13
保険解約戻戻金	132	—	136
負ののれん償却額	173	187	346
持分法による投資利益	6	—	57
その他	70	124	154
営業外収益合計	612	499	1,074
営業外費用			
支払利息	86	53	155
偽造ハイウェイカード損失	1	0	2
デリバティブ評価損	—	32	—
持分法による投資損失	—	1	—
その他	20	6	56
営業外費用合計	107	95	213
経常利益又は経常損失(△)	△2,331	△3,453	5,238
特別利益			
固定資産売却益	※2 0	※2 1	※2 1
投資有価証券売却益	4	—	4
投資有価証券償還益	—	0	—
回数券払戻引当金戻入額	121	14	241
負ののれん発生益	—	1,756	—
仕掛道路資産修正益	—	110	—
貸倒引当金戻入額	1	—	—
免税事業者消費税等	111	—	223
特別利益合計	239	1,884	470
特別損失			
固定資産売却損	※3 79	※3 0	※3 104
固定資産除却費	※4 15	※4 42	※4 49
投資有価証券評価損	22	13	10
投資有価証券売却損	—	—	10
投資有価証券償還損	—	11	—
デリバティブ評価損	—	16	—
減損損失	※5 116	※5 144	※5 250
特別損失合計	234	229	426
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失(△)	△2,325	△1,798	5,282

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度の要約 連結損益計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
法人税、住民税及び事業税	235	121	2,264
過年度法人税等	59	53	57
法人税等調整額	△183	△75	△225
法人税等合計	112	99	2,096
少数株主損益調整前中間純損失(△)	—	△1,898	—
少数株主利益又は少数株主損失(△)	122	△87	138
中間純利益又は中間純損失(△)	△2,560	△1,811	3,047

## ③【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の要約
	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	連結株主資本等変動 計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<b>株主資本</b>			
<b>資本金</b>			
前期末残高	10,000	10,000	10,000
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	10,000	10,000	10,000
<b>資本剰余金</b>			
前期末残高	10,000	10,000	10,000
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	10,000	10,000	10,000
<b>利益剰余金</b>			
前期末残高	9,436	12,484	9,436
当中間期変動額			
中間純利益又は中間純損失(△)	△2,560	△1,811	3,047
当中間期変動額合計	△2,560	△1,811	3,047
当中間期末残高	6,875	10,673	12,484
<b>株主資本合計</b>			
前期末残高	29,436	32,484	29,436
当中間期変動額			
中間純利益又は中間純損失(△)	△2,560	△1,811	3,047
当中間期変動額合計	△2,560	△1,811	3,047
当中間期末残高	26,875	30,673	32,484
<b>評価・換算差額等</b>			
<b>その他有価証券評価差額金</b>			
前期末残高	△0	18	△0
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	9	5	18
当中間期変動額合計	9	5	18
当中間期末残高	8	23	18
<b>評価・換算差額等合計</b>			
前期末残高	△0	18	△0
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	9	5	18
当中間期変動額合計	9	5	18
当中間期末残高	8	23	18
<b>少数株主持分</b>			
前期末残高	2,006	1,886	2,006
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	137	△1,886	△119
当中間期変動額合計	137	△1,886	△119
当中間期末残高	2,144	—	1,886
<b>純資産合計</b>			
前期末残高	31,442	34,389	31,442
当中間期変動額			
中間純利益又は中間純損失(△)	△2,560	△1,811	3,047
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	147	△1,881	△100
当中間期変動額合計	△2,413	△3,692	2,946
当中間期末残高	29,028	30,696	34,389

## ④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間		前連結会計年度の要約
	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー					
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失 (△)		△2,325		△1,798	5,282
減価償却費		3,573		3,822	7,165
減損損失		116		144	250
負ののれん償却額		△173		△187	△346
負ののれん発生益		—		△1,756	—
貸倒引当金の増減額 (△は減少)		△1		1	0
退職給付引当金の増減額 (△は減少)		△40		167	362
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)		9		△43	27
賞与引当金の増減額 (△は減少)		138		155	△24
回数券払戻引当金の増減額 (△は減少)		△132		△25	△262
ETCマイレージサービス引当金の増減額 (△は減少)		△18		111	△86
受取利息		△22		△14	△39
受取配当金		△3		△1	△4
支払利息		86		53	155
固定資産売却損益 (△は益)		78		△1	103
固定資産除却費		15		42	49
投資有価証券評価損益 (△は益)		22		13	10
投資有価証券売却損益 (△は益)		△4		—	6
投資有価証券償還損益 (△は益)		—		10	—
デリバティブ評価損益 (△は益)		—		49	—
持分法による投資損益 (△は益)		△6		1	△57
売上債権の増減額 (△は増加)		12,725		8,687	1,633
たな卸資産の増減額 (△は増加)	※2	△11,844	※2	△14,296	※2 △36,825
仕入債務の増減額 (△は減少)		△5,628		△4,179	△189
未払又は未収消費税等の増減額		△360		200	△570
その他		1,711		3,819	995
小計		△2,083		△5,025	△22,359
利息及び配当金の受取額		27		19	42
利息の支払額		△706		△759	△1,443
法人税等の支払額		△1,712		△2,134	△1,913
営業活動によるキャッシュ・フロー		△4,475		△7,900	△25,674

(単位：百万円)

	前連結会計年度の要約 連結キャッシュ・フロー 計算書		
	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
固定資産の取得による支出	△4,768	△1,340	△10,319
固定資産の売却による収入	1,818	2	1,974
固定資産の除却による支出	△13	△35	△38
投資有価証券の取得による支出	△40	△549	△40
投資有価証券の売却による収入	89	0	91
有価証券の償還による収入	100	550	100
定期預金の預入による支出	△100	—	△100
定期預金の払戻による収入	200	—	210
子会社株式の取得による支出	—	△20	△134
事業譲受による収入	7	—	7
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,707	△1,393	△8,248
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
短期借入金の純増減額 (△は減少)	—	△6,000	6,150
長期借入れによる収入	7,670	8,458	18,340
長期借入金の返済による支出	※2 △4,748	※2 △9,478	※2 △10,682
道路建設関係社債発行による収入	—	—	28,479
リース債務の返済による支出	△32	△63	△78
少数株主への配当金の支払額	△1	△0	△1
その他	△34	△34	△68
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,853	△7,118	42,137
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△4,329	△16,412	8,214
現金及び現金同等物の期首残高	29,768	37,983	29,768
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 25,439	※1 21,570	※1 37,983

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数 8社 連結子会社の名称 阪神高速サービス㈱ 阪神高速技術㈱ 阪神高速パトロール㈱ 阪神高速トール大阪㈱ 阪神高速トール神戸㈱ 阪神高速技研㈱ ㈱高速道路開発 ㈱コーベックス</p> <p>なお、阪神高速技研㈱については、平成21年4月1日付で、㈱ハイウェイ技研より阪神高速技研㈱に商号変更しております。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称 該当事項はありません。</p>	<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数 7社 連結子会社の名称 阪神高速サービス㈱ 阪神高速技術㈱ 阪神高速パトロール㈱ 阪神高速トール大阪㈱ 阪神高速トール神戸㈱ 阪神高速技研㈱ ㈱高速道路開発</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称 同左</p>	<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数 8社 連結子会社の名称 阪神高速サービス㈱ 阪神高速技術㈱ 阪神高速パトロール㈱ 阪神高速トール大阪㈱ 阪神高速トール神戸㈱ 阪神高速技研㈱ ㈱高速道路開発 ㈱コーベックス</p> <p>なお、阪神高速技研㈱については、平成21年4月1日付で、㈱ハイウェイ技研より阪神高速技研㈱に商号変更しております。</p> <p>また、㈱コーベックスについては、平成22年3月1日付で㈱高速道路開発と合併したため、合併期日までの損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書を連結しております。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 同左</p>
<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用の関連会社数 6社 関連会社の名称 ㈱情報技術 ㈱テクノ阪神 内外構造㈱ ㈱ハイウェイ管制 阪神施設工業㈱ 阪神施設調査㈱</p> <p>(2) 持分法を適用していない主要な非連結子会社等の名称 該当事項はありません。</p>	<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用の関連会社数 6社 関連会社の名称 ㈱情報技術 ㈱テクノ阪神 内外構造㈱ ㈱ハイウェイ管制 阪神施設工業㈱ 阪神施設調査㈱</p> <p>(2) 持分法を適用していない主要な非連結子会社等の名称 同左</p>	<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用の関連会社数 6社 関連会社の名称 ㈱情報技術 ㈱テクノ阪神 内外構造㈱ ㈱ハイウェイ管制 阪神施設工業㈱ 阪神施設調査㈱</p> <p>(2) 持分法を適用していない主要な非連結子会社等の名称 同左</p>
<p>3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項 すべての連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。</p>	<p>3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項 同左</p>	<p>3. 連結子会社の事業年度等に関する事項 すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券          その他有価証券          (時価のあるもの)          中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。          (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)          (時価のないもの)          移動平均法による原価法によっております。</p> <p>② デリバティブ          時価法によっております。</p> <p>③ たな卸資産          評価基準は主として原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。</p> <p>仕掛道路資産          個別法を採用しております。          なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。</p> <p>また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。</p> <p>その他のたな卸資産          主として個別法を採用してあります。</p>	<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券          その他有価証券          (時価のあるもの)          同左</p> <p>(時価のないもの)          同左</p> <p>② デリバティブ          同左</p> <p>③ たな卸資産          同左</p>	<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券          その他有価証券          (時価のあるもの)          決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。          (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)          (時価のないもの)          同左</p> <p>② デリバティブ          同左</p> <p>③ たな卸資産          同左</p>

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産（リース資産を除く） 当社は定額法、連結子会社は定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）は定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 5～60年 機械装置及び運搬具 5～17年 その他 5～10年</p> <p>また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p> <p>② 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間連結会計期間の負担額を計上しております。</p> <p>③ 回数券払戻引当金 回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>② 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>③ リース資産 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 同左</p> <p>③ 回数券払戻引当金 同左</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>② 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>③ リース資産 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。</p> <p>③ 回数券払戻引当金 同左</p>

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌期から費用処理することとしております。</p> <p>また、連結子会社においては、退職給付債務の見込額は簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）を採用しております。</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>⑥ ETCマイレージサービス引当金 ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。</p>	<p>④ 退職給付引当金 同左</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>⑥ ETCマイレージサービス引当金 同左</p>	<p>④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌期から費用処理することとしております。</p> <p>また、連結子会社においては、退職給付債務の見込額は簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）を採用しております。</p> <p>（会計方針の変更） 当連結会計年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。</p> <p>なお、これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。</p> <p>また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額の未処理残高はありません。</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>⑥ ETCマイレージサービス引当金 同左</p>

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(4) 重要な収益及び費用の計上基準 完成工事高及び完成工事原価の計上基準 道路資産完成高 工事完成基準を適用しております。 受託業務収入 当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。 (会計方針の変更) 受託業務収入の計上基準については、従来、工事完成基準を適用していましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を当中間連結会計期間より適用し、当中間連結会計期間の期首に存在する工事契約を含むすべての工事契約において当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。 これにより、営業収益は4,426百万円増加し、営業損失、経常損失及び税金等調整前中間純損失は、それぞれ133百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(5) _____</p> <p>(6) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>	<p>(4) 重要な収益及び費用の計上基準 完成工事高及び完成工事原価の計上基準 道路資産完成高 工事完成基準を適用しております。 受託業務収入 当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。</p> <p>(5) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p> <p>(6) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(4) 重要な収益及び費用の計上基準 完成工事高及び完成工事原価の計上基準 道路資産完成高 工事完成基準を適用しております。 受託業務収入 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。 (会計方針の変更) 受託業務収入の計上基準については、従来、工事完成基準を適用していましたが、当連結会計年度より、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を適用し、当連結会計年度の期首に存在する工事契約を含むすべての工事契約において当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用してしております。 これにより、営業収益は8,595百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ200百万円増加しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(5) _____</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>
<p>5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>5. _____</p>	<p>5. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手元現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
—————	<p>(資産除去債務に関する会計基準の適用)</p> <p>当中間連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより損益に与える影響は軽微であります。</p>	—————
—————	<p>(「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用)</p> <p>当中間連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用しております。</p> <p>これにより損益に与える影響は軽微であります。</p>	—————
—————	<p>(企業結合に関する会計基準等の適用)</p> <p>当中間連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。</p>	—————

【表示方法の変更】

<p>前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)</p>
<p>—————</p>	<p>(中間連結貸借対照表)</p> <p>1. 前中間連結会計期間まで未収入金を含めて表示しておりました高速道路事業営業未収入金については、当中間連結会計期間より区分掲記しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の高速道路事業営業未収入金は13,629百万円であります。</p> <p>2. 前中間連結会計期間まで未払金を含めて表示しておりました高速道路事業営業未払金については、当中間連結会計期間より区分掲記しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の高速道路事業営業未払金は13,618百万円であります。</p>
<p>—————</p>	<p>(中間連結損益計算書)</p> <p>1. 前中間連結会計期間まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「デリバティブ評価損」は、当中間連結会計期間において、営業外費用の総額の100分の10を超えたため区分掲記しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間における「デリバティブ評価損」の金額は9百万円であります。</p> <p>2. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当中間連結会計期間では、「少数株主損益調整前中間純損失」の科目で表示しております。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>※1 担保資産及び担保付債務            高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、当社の総財産を道路建設関係社債66,797百万円(額面67,000百万円)の一般担保に供しております。</p> <p>2 偶発債務            独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。            (独) 日本高速道路保有・債務返済機構            597,630百万円</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。            (独) 日本高速道路保有・債務返済機構            17,186百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより当中間連結会計期間において道路建設関係長期借入金が2,910百万円減少しております。</p> <p>※3 消費税等の取扱い            仮払消費税等及び仮受消費税等は当社及び連結子会社毎に相殺のうえ、未収消費税等及び未払消費税等として表示しております。</p> <p>※4 企業結合に係る特定勘定            当社の連結子会社である阪神高速サービス㈱が、社団法人阪神有料道路サービス協会からスルーウェイカード提携事業及び広報受託事業等を譲り受けたのに伴い、譲受時に見込まれた広告宣伝費支出見込残高91百万円が、企業結合に係る特定勘定として、流動負債「その他」に計上されております。</p>	<p>※1 担保資産及び担保付債務            高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、当社の総財産を道路建設関係社債95,303百万円(額面95,500百万円)の一般担保に供しております。</p> <p>2 偶発債務            独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。            (独) 日本高速道路保有・債務返済機構            582,630百万円</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。            (独) 日本高速道路保有・債務返済機構            13,949百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより当中間連結会計期間において道路建設関係長期借入金金が6,334百万円減少しております。</p> <p>※3 消費税等の取扱い            同左</p> <p>※4 企業結合に係る特定勘定            当社の連結子会社である阪神高速サービス㈱が、社団法人阪神有料道路サービス協会からスルーウェイカード提携事業及び広報受託事業等を譲り受けたのに伴い、譲受時に見込まれた広告宣伝費支出見込残高37百万円が、企業結合に係る特定勘定として、流動負債「その他」に計上されております。</p>	<p>※1 担保資産及び担保付債務            高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、当社の総財産を道路建設関係社債95,289百万円(額面95,500百万円)の一般担保に供しております。</p> <p>2 偶発債務            独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。            (独) 日本高速道路保有・債務返済機構            597,630百万円</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。            (独) 日本高速道路保有・債務返済機構            16,107百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより道路建設関係長期借入金金が7,005百万円減少しております。</p> <p>3 _____</p> <p>※4 企業結合に係る特定勘定            当社の連結子会社である阪神高速サービス㈱が、社団法人阪神有料道路サービス協会からスルーウェイカード提携事業及び広報受託事業等を譲り受けたのに伴い、譲受時に見込まれた広告宣伝費支出見込残高76百万円が、企業結合に係る特定勘定として、流動負債「その他」に計上されております。</p>

## (中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																																						
※1 販売費及び一般管理費のうち、主要な 費目及び金額は次のとおりであります。 給与手当 602百万円 減価償却費 271百万円 利用促進費 185百万円 賞与引当金繰入額 160百万円 退職給付費用 97百万円 役員退職慰労引当金繰 入額 14百万円 ETCマイレージサー ビス引当金繰入額 752百万円	※1 販売費及び一般管理費のうち、主要な 費目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬 174百万円 役員退職慰労引当金繰 入額 8百万円 給料手当 639百万円 賞与引当金繰入額 160百万円 退職給付費用 97百万円 減価償却費 277百万円 ETCマイレージサー ビス引当金繰入額 796百万円 利用促進費 409百万円	※1 販売費及び一般管理費のうち、主要な 費目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬 347百万円 役員退職慰労引当金繰 入額 26百万円 給与手当 1,348百万円 賞与引当金繰入額 128百万円 退職給付費用 189百万円 減価償却費 541百万円 地代家賃 295百万円 租税公課 274百万円 ETCマイレージサー ビス引当金繰入額 685百万円 利用促進費 1,191百万円																																																						
※2 固定資産売却益の内容は次のとおりで あります。 土地 0百万円 計 0百万円	※2 固定資産売却益の内容は次のとおりで あります。 機械装置及び運搬具 1百万円 計 1百万円	※2 固定資産売却益の内容は次のとおりで あります。 土地 1百万円 計 1百万円																																																						
※3 固定資産売却損の内容は次のとおりで あります。 土地 79百万円 計 79百万円	※3 固定資産売却損の内容は次のとおりで あります。 建物及び構築物 0百万円 機械装置及び運搬具 0百万円 計 0百万円	※3 固定資産売却損の内容は次のとおりで あります。 土地 104百万円 計 104百万円																																																						
※4 固定資産除却費の内容は次のとおりで あります。 建物及び構築物 13百万円 機械装置及び運搬具 0百万円 その他(工具、器具及び 備品) 1百万円 計 15百万円	※4 固定資産除却費の内容は次のとおりで あります。 建物及び構築物 39百万円 機械装置及び運搬具 0百万円 その他(工具、器具及び 備品) 1百万円 ソフトウェア 0百万円 計 42百万円	※4 固定資産除却費の内容は次のとおりで あります。 建物及び構築物 46百万円 機械装置及び運搬具 0百万円 その他(工具、器具及び 備品) 2百万円 その他(無形固定資産) 0百万円 計 49百万円																																																						
※5 減損損失 当中間連結会計期間において、当社グル ープは以下の資産グループについて減損損 失を計上しました。	※5 減損損失 当中間連結会計期間において、当社グル ープは以下の資産グループについて減損損 失を計上しました。	※5 減損損失 当連結会計年度において、当社グルー プは以下の資産グループについて減損損失を 計上しました。																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>計上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">休憩所施 設</td> <td>建物及び 構築物</td> <td rowspan="2">大阪市西 淀川区</td> <td>112百万円</td> </tr> <tr> <td>その他 (工具、 器具及び 備品)</td> <td>4百万円</td> </tr> <tr> <td>(合計)</td> <td></td> <td></td> <td>116百万円</td> </tr> </tbody> </table>	用途	種類	場所	計上額	休憩所施 設	建物及び 構築物	大阪市西 淀川区	112百万円	その他 (工具、 器具及び 備品)	4百万円	(合計)			116百万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>計上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">休憩所施 設</td> <td>建物及び 構築物</td> <td rowspan="5">大阪府泉 大津市な ぎさ町ほ か</td> <td>75百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置 及び運搬 具</td> <td>10百万円</td> </tr> <tr> <td>その他 (工具、 器具及び 備品)</td> <td>6百万円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウ ェア</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>建設仮勘 定</td> <td>50百万円</td> </tr> <tr> <td>(合計)</td> <td></td> <td></td> <td>144百万円</td> </tr> </tbody> </table>	用途	種類	場所	計上額	休憩所施 設	建物及び 構築物	大阪府泉 大津市な ぎさ町ほ か	75百万円	機械装置 及び運搬 具	10百万円	その他 (工具、 器具及び 備品)	6百万円	ソフトウ ェア	1百万円	建設仮勘 定	50百万円	(合計)			144百万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>計上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">休憩所施 設</td> <td>建物及び 構築物</td> <td rowspan="3">大阪市西 淀川区ほ か</td> <td>132百万円</td> </tr> <tr> <td>その他 (工具、 器具及び 備品)</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td>建設仮勘 定</td> <td>106百万円</td> </tr> <tr> <td>遊休不動 産</td> <td>土地</td> <td>堺市堺区</td> <td>7百万円</td> </tr> <tr> <td>(合計)</td> <td></td> <td></td> <td>250百万円</td> </tr> </tbody> </table>	用途	種類	場所	計上額	休憩所施 設	建物及び 構築物	大阪市西 淀川区ほ か	132百万円	その他 (工具、 器具及び 備品)	5百万円	建設仮勘 定	106百万円	遊休不動 産	土地	堺市堺区	7百万円	(合計)			250百万円
用途	種類	場所	計上額																																																					
休憩所施 設	建物及び 構築物	大阪市西 淀川区	112百万円																																																					
	その他 (工具、 器具及び 備品)		4百万円																																																					
(合計)			116百万円																																																					
用途	種類	場所	計上額																																																					
休憩所施 設	建物及び 構築物	大阪府泉 大津市な ぎさ町ほ か	75百万円																																																					
	機械装置 及び運搬 具		10百万円																																																					
	その他 (工具、 器具及び 備品)		6百万円																																																					
	ソフトウ ェア		1百万円																																																					
	建設仮勘 定		50百万円																																																					
(合計)			144百万円																																																					
用途	種類	場所	計上額																																																					
休憩所施 設	建物及び 構築物	大阪市西 淀川区ほ か	132百万円																																																					
	その他 (工具、 器具及び 備品)		5百万円																																																					
	建設仮勘 定		106百万円																																																					
遊休不動 産	土地	堺市堺区	7百万円																																																					
(合計)			250百万円																																																					

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(資産のグルーピング)</p> <p>資産のグルーピングは管理会計上の区分を基礎として以下のように決定しております。</p> <p>① 高速道路事業に使用している固定資産は、すべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を一つの資産グループとしております。</p> <p>② ①以外の事業用固定資産については、原則として事業管理単位毎としております。</p> <p>③ それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としております。</p> <p>(減損損失を認識するに至った経緯)</p> <p>休憩所別の営業損益が継続してマイナスとなった休憩所施設につき、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(回収可能価額の算定方法)</p> <p>使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。</p>	<p>(資産のグルーピング)</p> <p>同左</p> <p>(減損損失を認識するに至った経緯)</p> <p>同左</p> <p>(回収可能価額の算定方法)</p> <p>同左</p>	<p>(資産のグルーピング)</p> <p>同左</p> <p>休憩所施設</p> <p>(減損損失を認識するに至った経緯)</p> <p>同左</p> <p>(回収可能価額の算定方法)</p> <p>同左</p> <p>遊休不動産</p> <p>(減損損失を認識するに至った経緯)</p> <p>将来の使用が見込まれていない遊休の土地に関して、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(回収可能価額の算定方法)</p> <p>正味売却価額をもって回収可能価額を測定しており、正味売却価額は当該遊休資産の売却予定額等に基づいて評価しております。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末株式数(千株)	当中間連結会計期間増加株式数(千株)	当中間連結会計期間減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	20,000	—	—	20,000
合計	20,000	—	—	20,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末株式数(千株)	当中間連結会計期間増加株式数(千株)	当中間連結会計期間減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	20,000	—	—	20,000
合計	20,000	—	—	20,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	20,000	—	—	20,000
合計	20,000	—	—	20,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																								
<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年9月30日現在)</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">6,160百万円</td> </tr> <tr> <td>取得日から3ヶ月以内に償還される短期投資(有価証券勘定)</td> <td style="text-align: right;">19,400百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金等</td> <td style="text-align: right;">△121百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">25,439百万円</td> </tr> </table> <p>※2 債務引受けによる道路建設関係長期借入金の減少額 営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額△11,844百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額2,589百万円が含まれ、また、財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△4,748百万円には、同項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額2,910百万円が含まれております。</p>	現金及び預金勘定	6,160百万円	取得日から3ヶ月以内に償還される短期投資(有価証券勘定)	19,400百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	△121百万円	現金及び現金同等物	25,439百万円	<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年9月30日現在)</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">6,781百万円</td> </tr> <tr> <td>取得日から3ヶ月以内に償還される短期投資(有価証券勘定)</td> <td style="text-align: right;">14,900百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金等</td> <td style="text-align: right;">△111百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">21,570百万円</td> </tr> </table> <p>※2 債務引受けによる道路建設関係長期借入金の減少額 営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額△14,296百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額6,110百万円が含まれ、また、財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△9,478百万円には、同項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額6,334百万円が含まれております。</p>	現金及び預金勘定	6,781百万円	取得日から3ヶ月以内に償還される短期投資(有価証券勘定)	14,900百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	△111百万円	現金及び現金同等物	21,570百万円	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日現在)</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">11,694百万円</td> </tr> <tr> <td>取得日から3ヶ月以内に償還される短期投資(有価証券勘定)</td> <td style="text-align: right;">26,400百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金等</td> <td style="text-align: right;">△111百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">37,983百万円</td> </tr> </table> <p>※2 債務引受けによる道路建設関係長期借入金の減少額 営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額△36,825百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額7,018百万円が含まれ、また、財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△10,682百万円には、同項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額7,005百万円が含まれております。</p>	現金及び預金勘定	11,694百万円	取得日から3ヶ月以内に償還される短期投資(有価証券勘定)	26,400百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	△111百万円	現金及び現金同等物	37,983百万円
現金及び預金勘定	6,160百万円																									
取得日から3ヶ月以内に償還される短期投資(有価証券勘定)	19,400百万円																									
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	△121百万円																									
現金及び現金同等物	25,439百万円																									
現金及び預金勘定	6,781百万円																									
取得日から3ヶ月以内に償還される短期投資(有価証券勘定)	14,900百万円																									
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	△111百万円																									
現金及び現金同等物	21,570百万円																									
現金及び預金勘定	11,694百万円																									
取得日から3ヶ月以内に償還される短期投資(有価証券勘定)	26,400百万円																									
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	△111百万円																									
現金及び現金同等物	37,983百万円																									

## (リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																																												
<p>1. ファイナンス・リース取引 (借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース資産の内容 高速道路事業における維持管理用車両、その他の事業における駐車場設備(構築物)及び事務用機器であります。</p> <p>(2) リース資産の減価償却の方法 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p>	<p>1. ファイナンス・リース取引 (借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース資産の内容 高速道路事業における維持管理用車両、その他における駐車場設備(構築物)及び事務用機器であります。</p> <p>(2) リース資産の減価償却の方法 同左</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p>	<p>1. ファイナンス・リース取引 (借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース資産の内容 高速道路事業における維持管理用車両、その他の事業における駐車場設備(構築物)及び事務用機器であります。</p> <p>(2) リース資産の減価償却の方法 同左</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p>																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>48</td> <td>19</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>その他(工具、器具及び備品)</td> <td>122</td> <td>63</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>26</td> <td>20</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>198</td> <td>103</td> <td>94</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	48	19	29	その他(工具、器具及び備品)	122	63	58	ソフトウェア	26	20	6	合計	198	103	94	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>40</td> <td>18</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>その他(工具、器具及び備品)</td> <td>109</td> <td>79</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>26</td> <td>26</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>176</td> <td>124</td> <td>51</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	40	18	21	その他(工具、器具及び備品)	109	79	29	ソフトウェア	26	26	0	合計	176	124	51	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>40</td> <td>15</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>その他(工具、器具及び備品)</td> <td>115</td> <td>71</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>26</td> <td>23</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>182</td> <td>110</td> <td>71</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	40	15	24	その他(工具、器具及び備品)	115	71	43	ソフトウェア	26	23	3	合計	182	110	71
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																											
機械装置及び運搬具	48	19	29																																																											
その他(工具、器具及び備品)	122	63	58																																																											
ソフトウェア	26	20	6																																																											
合計	198	103	94																																																											
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																											
機械装置及び運搬具	40	18	21																																																											
その他(工具、器具及び備品)	109	79	29																																																											
ソフトウェア	26	26	0																																																											
合計	176	124	51																																																											
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																											
機械装置及び運搬具	40	15	24																																																											
その他(工具、器具及び備品)	115	71	43																																																											
ソフトウェア	26	23	3																																																											
合計	182	110	71																																																											
<p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>42百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>58百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>101百万円</td> </tr> </table>	1年以内	42百万円	1年超	58百万円	合計	101百万円	<p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>20百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>33百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>54百万円</td> </tr> </table>	1年以内	20百万円	1年超	33百万円	合計	54百万円	<p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>32百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>43百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>76百万円</td> </tr> </table>	1年以内	32百万円	1年超	43百万円	合計	76百万円																																										
1年以内	42百万円																																																													
1年超	58百万円																																																													
合計	101百万円																																																													
1年以内	20百万円																																																													
1年超	33百万円																																																													
合計	54百万円																																																													
1年以内	32百万円																																																													
1年超	43百万円																																																													
合計	76百万円																																																													
<p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>26百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>21百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>3百万円</td> </tr> </table>	支払リース料	26百万円	減価償却費相当額	21百万円	支払利息相当額	3百万円	<p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>22百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>18百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>1百万円</td> </tr> </table>	支払リース料	22百万円	減価償却費相当額	18百万円	支払利息相当額	1百万円	<p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>49百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>41百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>6百万円</td> </tr> </table>	支払リース料	49百万円	減価償却費相当額	41百万円	支払利息相当額	6百万円																																										
支払リース料	26百万円																																																													
減価償却費相当額	21百万円																																																													
支払利息相当額	3百万円																																																													
支払リース料	22百万円																																																													
減価償却費相当額	18百万円																																																													
支払利息相当額	1百万円																																																													
支払リース料	49百万円																																																													
減価償却費相当額	41百万円																																																													
支払利息相当額	6百万円																																																													
<p>④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。</p>	<p>④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>利息相当額の算定方法 同左</p>	<p>④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>利息相当額の算定方法 同左</p>																																																												

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																				
<p>2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解 約不能のものに係る未経過リース料</p> <p>① 道路資産の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年以内</td> <td>136,400百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>8,300,055百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8,436,455百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は 変動する場合があります。当社及び 独立行政法人日本高速道路保有・債 務返済機構は、道路資産の貸付料を 含む協定について、おおむね5年ご とに検討を加え、必要がある場合に は、相互にその変更を申し出ること ができるとされております。ただ し、道路資産の貸付料を含む協定が 独立行政法人日本高速道路保有・債 務返済機構法第17条に規定する基準 に適合しなくなった場合等、業務等 の適正かつ円滑な実施に重大な支障 が生ずるおそれがある場合には、上 記の年限に関わらず、相互にその変 更を申し出ることができるとされて おります。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収 入が、計画料金収入に計画料金収入 の変動率に相当する金額を加えた金 額（加算基準額）を超えた場合、当 該超過額（実績料金収入－加算基準 額）が加算されることとなっており ます。また、実績料金収入が、計画 料金収入から計画料金収入の変動率 に相当する金額を減じた金額（減算 基準額）に足りない場合、当該不足 額（減算基準額－実績料金収入）が 減算されることとなっております。</p> <p>② 道路資産以外の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年以内</td> <td>32百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>148百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>181百万円</td> </tr> </table>	1年以内	136,400百万円	1年超	8,300,055百万円	合計	8,436,455百万円	1年以内	32百万円	1年超	148百万円	合計	181百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解 約不能のものに係る未経過リース料</p> <p>① 道路資産の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年以内</td> <td>134,757百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>8,179,577百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8,314,334百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 同左</p> <p>2. 同左</p> <p>② 道路資産以外の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年以内</td> <td>24百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>84百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>108百万円</td> </tr> </table>	1年以内	134,757百万円	1年超	8,179,577百万円	合計	8,314,334百万円	1年以内	24百万円	1年超	84百万円	合計	108百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解 約不能のものに係る未経過リース料</p> <p>① 道路資産の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年以内</td> <td>139,125百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>8,244,773百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8,383,898百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 同左</p> <p>2. 同左</p> <p>② 道路資産以外の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年以内</td> <td>33百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>134百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>167百万円</td> </tr> </table>	1年以内	139,125百万円	1年超	8,244,773百万円	合計	8,383,898百万円	1年以内	33百万円	1年超	134百万円	合計	167百万円
1年以内	136,400百万円																																					
1年超	8,300,055百万円																																					
合計	8,436,455百万円																																					
1年以内	32百万円																																					
1年超	148百万円																																					
合計	181百万円																																					
1年以内	134,757百万円																																					
1年超	8,179,577百万円																																					
合計	8,314,334百万円																																					
1年以内	24百万円																																					
1年超	84百万円																																					
合計	108百万円																																					
1年以内	139,125百万円																																					
1年超	8,244,773百万円																																					
合計	8,383,898百万円																																					
1年以内	33百万円																																					
1年超	134百万円																																					
合計	167百万円																																					

(金融商品関係)

当中間連結会計期間末(平成22年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注)2.参照)。

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	6,781	6,781	—
(2) 高速道路事業営業未収入金	13,114	13,114	—
(3) 未収入金	3,809	3,809	—
(4) 未収還付法人税等	45	45	—
(5) 未収消費税等	333	333	—
(6) 有価証券及び投資有価証券	16,431	16,431	—
資産計	40,515	40,515	—
(1) 高速道路事業営業未払金	14,227	14,227	—
(2) 未払金	6,315	6,315	—
(3) 短期借入金	150	150	—
(4) 1年以内返済予定長期借入金	22,598	22,598	—
(5) 未払法人税等	200	200	—
(6) 未払消費税等	150	150	—
(7) 道路建設関係社債	95,303	99,163	3,859
(8) 道路建設関係長期借入金	89,578	89,578	—
(9) 長期借入金	5,333	5,333	—
負債計	233,858	237,717	3,859

(注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### 資 産

(1) 現金及び預金、(2) 高速道事業営業未収入金、(3) 未収入金、(4) 未収還付法人税等及び(5) 未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価は、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、譲渡性預金等については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」を参照ください。

#### 負 債

(1) 高速道路事業営業未払金、(2) 未払金、(3) 短期借入金、(5) 未払法人税等及び(6) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 1年以内返済予定長期借入金、(8) 道路建設関係長期借入金及び(9) 長期借入金

これらの時価は、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) 道路建設関係社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」を参照ください。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	77

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産 (6) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

前連結会計年度末 (平成22年3月31日)

1. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません ((注) 2. 参照)。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	11,694	11,694	—
(2) 未収入金	25,786	25,786	—
(3) 未収還付法人税等	7	7	—
(4) 未収消費税等	488	488	—
(5) 有価証券及び投資有価証券	28,018	28,018	—
資産計	65,994	65,994	—
(1) 未払金	21,747	21,747	—
(2) 短期借入金	6,150	6,150	—
(3) 1年以内返済予定長期借入金	29,598	29,661	62
(4) 未払法人税等	2,170	2,170	—
(5) 未払消費税等	104	104	—
(6) 道路建設関係社債	95,289	97,347	2,057
(7) 道路建設関係長期借入金	83,066	83,066	—
(8) 長期借入金	5,866	5,866	—
負債計	243,993	246,114	2,120

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 未収入金、(3) 未収還付法人税等及び(4) 未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価は、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、譲渡性預金等については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」を参照ください。

## 負債

- (1) 未払金、(2) 短期借入金、(4) 未払法人税等及び(5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 1年以内返済予定長期借入金、(7) 道路建設関係長期借入金及び(8) 長期借入金

これらの時価は、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (6) 道路建設関係社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

## デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」を参照ください。

- (注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	83

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(5) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

- (注) 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## (追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	81	103	21
(2) 債券			
国債・地方債等	750	753	2
社債	200	206	6
その他	514	500	△14
(3) その他	15	19	4
合計	1,562	1,584	21

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお、当中間連結会計期間において、時価のある有価証券の一部について減損処理を行い、投資有価証券評価損22百万円を計上しております。また、債券には、複合金融商品が含まれております。

2. 時価評価されていない主な有価証券の内訳

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
(1) その他有価証券	
譲渡性預金	19,300
MMF	100
非上場株式	20
合計	19,420

当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)

1. その他有価証券

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	55	40	14
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	204	200	4
	③その他	90	75	14
	(3) その他	17	15	2
	小計	367	332	35
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	101	106	△5
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	749	750	△0
	②社債	—	—	—
	③その他	312	336	△23
	(3) その他	14,900	14,900	—
	小計	16,064	16,093	△29
合計		16,431	16,426	5

(注) 非上場株式 (中間連結貸借対照表計上額 10百万円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

当中間連結会計期間において、その他有価証券について30百万円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

前連結会計年度末（平成22年3月31日）

1. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	68	44	24
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	752	750	1
	②社債	205	200	5
	③その他	281	239	42
	(3) その他	20	15	5
	小計	1,329	1,249	79
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	34	37	△ 2
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	254	280	△ 25
	(3) その他	26,400	26,400	—
	小計	26,689	26,717	△ 28
合計		28,018	27,967	50

(注) 非上場株式（連結貸借対照表計上額 10百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、その他有価証券の債券について10百万円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

対象物の種類	取引の種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
債券	その他のデリバティブ取引	530	386	△143
合計		530	386	△143

- (注) 1. 時価については、取引先金融機関から提出された価格によっております。  
2. デリバティブが組込まれた商品であります。  
3. 組込デリバティブについて、時価を合理的に区分して測定できないため、当該複合金融商品全体を時価評価しております。  
4. 契約額等については、当該複合金融商品の取得価格を表示しております。

当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(債券関連)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	仕組債・ユーロ円建債	397	397	284	△ 112
合計		397	397	284	△ 112

- (注) 1. 時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。  
2. デリバティブが組み込まれた商品であります。  
3. 組込デリバティブについて、時価を合理的に区分して測定できないため、当該複合金融商品全体を時価評価しております。  
4. 契約額等については、当該複合金融商品の取得価格を表示しております。

前連結会計年度末 (平成22年3月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(債券関連)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	仕組債・ユーロ円建債	485	397	411	△ 74
合計		485	397	411	△ 74

- (注) 1. 時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。  
2. デリバティブが組み込まれた商品であります。  
3. 組込デリバティブについて、時価を合理的に区分して測定できないため、当該複合金融商品全体を時価評価しております。  
4. 契約額等については、当該複合金融商品の取得価格を表示しております。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

(追加情報)

㈱高速道路開発による自己株式の取得

当社の連結子会社である㈱高速道路開発は、少数株主より発行済株式の一部を自己株式として平成22年9月10日付で取得しております。

なお、当該取得により、当社グループの㈱高速道路開発に対する持分比率が増加し、同社は完全子会社となっております。

(1) 取引の概要

取引当事企業の名称	㈱高速道路開発
取引当事企業の事業の内容	高速道路の料金收受業務に係る人材派遣事業等
取引の目的	㈱高速道路開発の完全子会社化により、グループ経営の効率化を推進し、当社グループの企業価値の向上を図るため
株式取得日	平成22年9月10日
法的形式	株式取得
取引後企業の名称	変更はありません。

(2) 実施した会計処理の概要

本株式取得は、「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号 平成18年8月11日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号 平成18年8月11日)に基づき会計処理を行っております。

(3) 株式取得における取得原価及びその内訳

現金 20百万円

(4) 負ののれん発生益の金額及び発生原因

負ののれん発生益の金額 1,756百万円

発生原因

自己株式の取得原価が取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を下回ったため。

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	高速道路事業 (百万円)	受託事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	82,539	4,620	989	88,150	—	88,150
(2) セグメント間の内 部売上高	—	—	4	4	(4)	—
計	82,539	4,620	994	88,155	(4)	88,150
営業費用	85,716	4,550	725	90,991	(4)	90,986
営業利益又は営業損失 (△)	△3,176	70	269	△2,836	—	△2,836

(注) 1. 事業区分の方法 事業内容の種類、類似性を考慮して区分しております。

2. 各事業区分の主要な内容

事業	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧その他の管理等
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持等及びその他委託に基づく事業等
その他の事業	休憩施設の運営、駐車場施設の運営、不動産賃貸等

3. 会計方針の変更

工事契約に関する会計基準

受託事業については、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4.(5)に記載のとおり、当中間連結会計期間より「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方策によつた場合に比べて、売上高は4,426百万円増加し、営業利益は133百万円増加しております。

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	高速道路事業 (百万円)	受託事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	166,673	9,379	2,180	178,233	—	178,233
(2) セグメント間の内 部売上高	—	—	9	9	△9	—
計	166,673	9,379	2,190	178,243	△9	178,233
営業費用	162,826	9,308	1,730	173,865	△9	173,855
営業利益	3,846	71	459	4,377	—	4,377

(注) 1. 事業区分の方法 事業内容の種類、類似性を考慮して区分しております。

2. 各事業区分の主要な内容

事業	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧、その他の管理等
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持等及びその他委託に基づく事業等
その他の事業	休憩施設の運営、駐車場施設の運営、道路管理代行業等

### 3. 会計方針の変更

#### (工事契約に関する会計基準)

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4.(5)に記載のとおり、当連結会計年度より「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用しております。この変更に伴い、「受託事業」については、従来の方法によった場合に比べて、売上高は8,595百万円増加し、営業利益は200百万円増加しております。

#### 【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

#### 【海外売上高】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

海外売上高がないため該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

海外売上高がないため該当事項はありません。

【セグメント情報】

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「高速道路事業」、「受託事業」を中核として事業活動を展開しており、当社及びグループ会社の事業の種類別の区分により、経営を管理しております。

したがって、当社グループにおける事業セグメントは、事業の種類別セグメントにより識別しており、「高速道路事業」及び「受託事業」の2つを報告セグメントとしております。

「高速道路事業」においては、阪神高速道路の新設、改築、修繕その他の管理等を実施しております。「受託事業」においては、国、地方公共団体等の委託に基づき道路の新設、改築等を実施しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結財務 諸表計上額 (注) 3
	高速道路事業	受託事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	87,962	4,172	92,134	1,356	93,491	—	93,491
セグメント間の内部 売上高又は振替高	45	—	45	5	50	(50)	—
計	88,007	4,172	92,180	1,362	93,542	(50)	93,491
セグメント利益又は 損失(△)	△4,098	△7	△4,106	248	△3,858	—	△3,858
セグメント資産	247,282	17,776	265,059	4,675	269,734	34,125	303,860
その他の項目							
減価償却費	3,025	—	3,025	119	3,144	678	3,822
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	376	—	376	326	702	469	1,171

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない休憩所等事業、駐車場事業、道路管理代行業等を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) 売上高の調整額△50百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額34,125百万円は、全社資産であり、その主なものは各事業共用の固定資産、余剰運用資金等であります。

(3) 減価償却費の調整額678百万円は、各事業共用の固定資産の減価償却費であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額469百万円は、各事業共用の固定資産の設備投資額であります。

3. セグメント利益又は損失(△)は、中間連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	高速道路料金収入	その他	合計
外部顧客への売上高	81,612	11,879	93,491

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高で中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

（単位：百万円）

	高速道路事業	受託事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	—	—	144	—	144

（注）「その他」の金額は、すべて休憩所等事業に係る金額であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	高速道路事業	受託事業	その他	全社・消去	合計
当中間期償却額	161	—	25	—	187
当中間期末残高	979	—	134	—	1,113

（注）「その他」の金額は、すべて旅行事業に係る金額であります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

当中間連結会計期間において、高速道路事業について1,756百万円の負ののれん発生益を計上しております。これは、当社の連結子会社である㈱高速道路開発が、平成22年9月に少数株主より発行済株式の一部を自己株式として取得した際に、自己株式の取得原価が取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を下回ったことにより発生したものであります。

（追加情報）

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

当中間連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

## (1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 1,344.24円 1株当たり中間純損失 128.03円 金額 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 1,534.83円 1株当たり中間純損失 90.56円 金額 同左	1株当たり純資産額 1,625.12円 1株当たり当期純利益 152.39円 金額 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり中間純損失金額又は1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
中間純損失(△)又は当期純利益 (百万円)	△2,560	△1,811	3,047
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間純損失(△) 又は普通株式に係る当期純利益 (百万円)	△2,560	△1,811	3,047
普通株式の期中平均株式数 (千株)	20,000	20,000	20,000

## (重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(多額な社債の発行)</p> <p>当社は、取締役会の決議（社債（政府保証なし）400億円以内）に基づき、平成22年10月29日を払込期日として、以下の条件で社債（政府保証なし）を発行しました。</p> <p>区分 阪神高速道路株式会社第5回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）</p> <p>発行総額 金100億円</p> <p>利率 年0.381パーセント</p> <p>償還方法 満期一括</p> <p>発行価額 額面100円につき金100円</p> <p>払込期日 平成22年10月29日</p> <p>償還期日 平成27年9月24日</p> <p>担保 一般担保</p> <p>資金の用途 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金に充当</p> <p>その他 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</p>	

## (2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】  
 (1) 【中間財務諸表】  
 ① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度の要約 貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>			
<b>流動資産</b>			
現金及び預金	2,647	3,878	8,506
高速道路事業営業未収入金	13,623	13,147	23,897
未収入金	1,188	3,935	1,817
未収還付法人税等	24	43	—
未収消費税等	※3 220	※3 287	487
有価証券	19,300	14,800	26,300
仕掛道路資産	157,107	196,718	182,438
貯蔵品	130	152	155
受託業務前払金	14,012	14,185	14,143
前払費用	150	183	21
繰延税金資産	92	90	90
その他	386	418	588
貸倒引当金	△11	△11	△8
流動資産合計	208,872	247,831	258,438
<b>固定資産</b>			
<b>高速道路事業固定資産</b>			
<b>有形固定資産</b>			
建物	957	1,045	1,024
減価償却累計額	△168	△212	△189
建物（純額）	789	833	834
構築物	15,752	15,859	15,841
減価償却累計額	△3,086	△3,935	△3,506
構築物（純額）	12,665	11,923	12,335
機械及び装置	34,630	38,746	38,705
減価償却累計額	△11,507	△16,181	△13,704
機械及び装置（純額）	23,123	22,565	25,000
車両運搬具	550	356	551
減価償却累計額	△420	△328	△450
車両運搬具（純額）	129	27	101
工具、器具及び備品	295	284	301
減価償却累計額	△203	△207	△212
工具、器具及び備品（純額）	92	77	88
建設仮勘定	1,855	987	788
有形固定資産合計	38,655	36,414	39,148
<b>無形固定資産</b>			
ソフトウェア	276	137	249
その他	21	1	1
無形固定資産合計	297	139	251
高速道路事業固定資産合計	38,953	36,553	39,400
<b>関連事業固定資産</b>			
<b>有形固定資産</b>			
建物	103	103	103
減価償却累計額	△91	△92	△91
建物（純額）	12	11	12
構築物	14	15	14
減価償却累計額	△4	△5	△4
構築物（純額）	10	9	10

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度の要約 貸借対照表 (平成22年3月31日)
車両運搬具	1	4	4
減価償却累計額	△1	△4	△4
車両運搬具（純額）	0	0	0
工具、器具及び備品	6	13	6
減価償却累計額	△6	△6	△6
工具、器具及び備品（純額）	0	6	0
土地	1,276	1,321	1,321
建設仮勘定	15	15	34
有形固定資産合計	1,315	1,365	1,378
無形固定資産			
ソフトウェア	—	28	2
無形固定資産合計	—	28	2
関連事業固定資産合計	1,315	1,393	1,380
各事業共用固定資産			
有形固定資産			
建物	3,438	4,299	4,073
減価償却累計額	△584	△764	△669
建物（純額）	2,854	3,535	3,404
構築物	59	63	63
減価償却累計額	△18	△21	△20
構築物（純額）	40	42	43
車両運搬具	11	11	11
減価償却累計額	△8	△10	△9
車両運搬具（純額）	2	1	2
工具、器具及び備品	226	345	334
減価償却累計額	△54	△99	△71
工具、器具及び備品（純額）	171	246	262
土地	2,995	2,951	2,951
リース資産	—	91	—
減価償却累計額	—	△3	—
リース資産（純額）	—	87	—
建設仮勘定	366	154	149
有形固定資産合計	6,432	7,018	6,813
無形固定資産			
ソフトウェア	1,296	557	932
その他	0	0	0
無形固定資産合計	1,296	558	932
各事業共用固定資産合計	7,728	7,577	7,746
その他の固定資産			
有形固定資産			
土地	858	841	841
有形固定資産合計	858	841	841
その他の固定資産合計	858	841	841
投資その他の資産			
その他の投資等	984	2,015	2,011
貸倒引当金	△110	△113	△114
投資その他の資産合計	874	1,902	1,896
固定資産合計	49,730	48,267	51,264
資産合計	※1 258,602	※1 296,098	※1 309,703

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度の要約 貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>負債の部</b>			
<b>流動負債</b>			
高速道路事業営業未払金	13,804	14,374	19,367
短期借入金	—	—	6,000
1年以内返済予定長期借入金	4,983	22,598	29,598
未払金	2,256	5,828	3,169
リース債務	—	22	—
未払費用	715	837	613
未払法人税等	90	89	1,627
受託業務前受金	14,622	14,451	14,213
前受金	834	647	622
預り金	869	879	726
賞与引当金	878	833	714
回数券払戻引当金	552	397	422
その他	37	0	0
流動負債合計	39,645	60,961	77,076
<b>固定負債</b>			
道路建設関係社債	※1 66,797	※1 95,303	※1 95,289
道路建設関係長期借入金	102,411	89,578	83,066
その他の長期借入金	6,400	5,333	5,866
リース債務	—	64	—
繰延税金負債	108	106	107
受入保証金	38	38	38
退職給付引当金	16,834	17,265	17,174
役員退職慰労引当金	42	14	47
ETCマイレージサービス引当金	752	796	685
その他	442	374	408
固定負債合計	193,828	208,875	202,684
負債合計	233,473	269,836	279,761
<b>純資産の部</b>			
<b>株主資本</b>			
資本金	10,000	10,000	10,000
<b>資本剰余金</b>			
資本準備金	10,000	10,000	10,000
資本剰余金合計	10,000	10,000	10,000
<b>利益剰余金</b>			
<b>その他利益剰余金</b>			
固定資産圧縮特別勘定積立金	158	—	—
固定資産圧縮積立金	—	154	157
高速道路事業別途積立金	7,791	9,416	7,791
関連事業別途積立金	3	3	3
繰越利益剰余金	△2,824	△3,312	1,990
利益剰余金合計	5,128	6,261	9,942
株主資本合計	25,128	26,261	29,942
純資産合計	25,128	26,261	29,942
負債・純資産合計	258,602	296,098	309,703

## ②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度の要約 損益計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<b>高速道路事業営業損益</b>			
営業収益			
料金収入	77,374	81,612	154,230
道路資産完成高	2,589	6,110	7,018
その他の売上高	2,276	7	4,657
営業収益合計	82,240	87,729	165,906
営業費用			
道路資産賃借料	63,657	66,251	113,711
道路資産完成原価	2,589	6,110	7,018
管理費用	19,357	19,440	42,285
営業費用合計	85,604	91,801	163,015
高速道路事業営業利益又は高速道路事業営業損失 (△)	△3,363	△4,072	2,890
<b>関連事業営業損益</b>			
営業収益			
受託業務収入	4,620	4,172	9,379
駐車場事業収入	253	245	501
休憩所等事業収入	40	37	78
その他営業事業収入	236	362	654
営業収益合計	5,150	4,818	10,613
営業費用			
受託業務事業費	4,549	4,180	9,307
駐車場事業費	86	105	182
休憩所等事業費	53	62	104
その他営業事業費	207	333	685
営業費用合計	4,897	4,682	10,280
関連事業営業利益	253	135	333
全事業営業利益又は全事業営業損失 (△)	△3,110	△3,936	3,224
営業外収益	※1 344	※1 422	※1 498
営業外費用	※2 93	※2 55	※2 185
経常利益又は経常損失 (△)	△2,859	△3,569	3,538
特別利益	※3 121	※3 125	※3 242
特別損失	※4, ※5 210	※4, ※5 182	※4, ※5 391
税引前中間純利益又は税引前中間純損失 (△)	△2,947	△3,627	3,389
法人税、住民税及び事業税	9	9	1,533
過年度法人税等	58	45	56
法人税等調整額	△92	△1	△91
法人税等合計	△24	53	1,499
中間純利益又は中間純損失 (△)	△2,923	△3,680	1,889

## ③【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度の要約 株主資本等変動計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<b>株主資本</b>			
<b>資本金</b>			
前期末残高	10,000	10,000	10,000
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	10,000	10,000	10,000
<b>資本剰余金</b>			
<b>資本準備金</b>			
前期末残高	10,000	10,000	10,000
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	10,000	10,000	10,000
<b>利益剰余金</b>			
<b>その他利益剰余金</b>			
<b>固定資産圧縮特別勘定積立金</b>			
前期末残高	158	—	158
当中間期変動額			
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩	—	—	△158
当中間期変動額合計	—	—	△158
当中間期末残高	158	—	—
<b>固定資産圧縮積立金</b>			
前期末残高	—	157	—
当中間期変動額			
固定資産圧縮積立金の積立	—	—	158
固定資産圧縮積立金の取崩	—	△2	△1
当中間期変動額合計	—	△2	157
当中間期末残高	—	154	157
<b>高速道路事業別途積立金</b>			
前期末残高	4,758	7,791	4,758
当中間期変動額			
別途積立金の積立	3,033	1,624	3,033
当中間期変動額合計	3,033	1,624	3,033
当中間期末残高	7,791	9,416	7,791
<b>関連事業別途積立金</b>			
前期末残高	3	3	3
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	3	3	3

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度の要約 株主資本等変動計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<b>繰越利益剰余金</b>			
前期末残高	3,132	1,990	3,132
<b>当中間期変動額</b>			
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩	—	—	158
固定資産圧縮積立金の積立	—	—	△158
固定資産圧縮積立金の取崩	—	2	1
別途積立金の積立	△3,033	△1,624	△3,033
中間純利益又は中間純損失 (△)	△2,923	△3,680	1,889
<b>当中間期変動額合計</b>	<b>△5,956</b>	<b>△5,302</b>	<b>△1,142</b>
当中間期末残高	△2,824	△3,312	1,990
<b>利益剰余金合計</b>			
前期末残高	8,052	9,942	8,052
<b>当中間期変動額</b>			
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩	—	—	—
固定資産圧縮積立金の積立	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
中間純利益又は中間純損失 (△)	△2,923	△3,680	1,889
<b>当中間期変動額合計</b>	<b>△2,923</b>	<b>△3,680</b>	<b>1,889</b>
当中間期末残高	5,128	6,261	9,942
<b>株主資本合計</b>			
前期末残高	28,052	29,942	28,052
<b>当中間期変動額</b>			
中間純利益又は中間純損失 (△)	△2,923	△3,680	1,889
<b>当中間期変動額合計</b>	<b>△2,923</b>	<b>△3,680</b>	<b>1,889</b>
当中間期末残高	25,128	26,261	29,942
<b>純資産合計</b>			
前期末残高	28,052	29,942	28,052
<b>当中間期変動額</b>			
中間純利益又は中間純損失 (△)	△2,923	△3,680	1,889
<b>当中間期変動額合計</b>	<b>△2,923</b>	<b>△3,680</b>	<b>1,889</b>
当中間期末残高	25,128	26,261	29,942

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>(2) その他有価証券 (時価のないもの) 移動平均法による原価法によっております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 (時価のないもの) 同左</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 (時価のないもの) 同左</p>
<p>2. たな卸資産の評価基準及び評価方法 評価基準は主として原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。</p> <p>(1) 仕掛道路資産 個別法を採用しております。 なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。 また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。</p> <p>(2) 貯蔵品 主として個別法を採用しております。</p>	<p>2. たな卸資産の評価基準及び評価方法 同左</p> <p>(1) 仕掛道路資産 同左</p> <p>(2) 貯蔵品 同左</p>	<p>2. たな卸資産の評価基準及び評価方法 同左</p> <p>(1) 仕掛道路資産 同左</p> <p>(2) 貯蔵品 同左</p>
<p>3. 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 構築物 5～60年 機械及び装置 5～17年 また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p> <p>(3) _____</p>	<p>3. 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>3. 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) _____</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 回数券払戻引当金 回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度の翌期から費用処理することとしております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>(6) ETCマイレージサービス引当金 ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。</p>	<p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 回数券払戻引当金 同左</p> <p>(4) 退職給付引当金 同左</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(6) ETCマイレージサービス引当金 同左</p>	<p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 回数券払戻引当金 同左</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度の翌期から費用処理することとしております。  (会計方針の変更) 当事業年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。 なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。 また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額の未処理残高はありません。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>(6) ETCマイレージサービス引当金 同左</p>

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>5. 重要な収益及び費用の計上基準 完成工事高及び完成工事原価の計上基準 道路資産完成高 工事完成基準を適用しております。 受託業務収入 当中間会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。 （会計方針の変更） 受託業務収入の計上基準については、従来、工事完成基準を適用していましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を当中間会計期間より適用し、当中間会計期間の期首に存在する工事契約を含むすべての工事契約において当中間会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。 これにより、営業収益は4,426百万円増加し、営業損失、経常損失及び税引前中間純損失は、それぞれ133百万円減少しております。</p>	<p>5. 重要な収益及び費用の計上基準 完成工事高及び完成工事原価の計上基準 道路資産完成高 工事完成基準を適用しております。 受託業務収入 当中間会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。</p>	<p>5. 重要な収益及び費用の計上基準 完成工事高及び完成工事原価の計上基準 道路資産完成高 工事完成基準を適用しております。 受託業務収入 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。 （会計方針の変更） 受託業務収入の計上基準については、従来、工事完成基準を適用していましたが、当事業年度より、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を適用し、当事業年度の期首に存在する工事契約を含むすべての工事契約において当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。 これにより、営業収益は8,595百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ200百万円増加しております。</p>
<p>6. その他中間財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>6. その他中間財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>6. その他財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>—————</p>	<p>（資産除去債務に関する会計基準の適用） 当中間会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 これにより損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>—————</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>※1 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、総財産を道路建設関係社債66,797百万円(額面67,000百万円)の一般担保に供しております。</p> <p>2 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 597,630百万円</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 17,186百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより道路建設関係長期借入金が2,910百万円減少しております。</p> <p>※3 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未収消費税等として表示しております。</p>	<p>※1 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、総財産を道路建設関係社債95,303百万円(額面95,500百万円)の一般担保に供しております。</p> <p>2 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 582,630百万円</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 13,949百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより道路建設関係長期借入金金が6,334百万円減少しております。</p> <p>※3 消費税等の取扱い 同左</p>	<p>※1 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、総財産を道路建設関係社債95,289百万円(額面95,500百万円)の一般担保に供しております。</p> <p>2 偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 597,630百万円</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (独) 日本高速道路保有・債務返済機構 16,107百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより道路建設関係長期借入金金が7,005百万円減少しております。</p> <p>3 _____</p>

## (中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																																									
※1 営業外収益の主要項目 受取配当金 107百万円 有価証券利息 13百万円 受取利息 3百万円 土地物件貸付料 23百万円 原因者負担収入 7百万円 寄付金収入 141百万円 違約金収入 22百万円 ※2 営業外費用の主要項目 支払利息 88百万円 偽造ハイウェイカード 損失 1百万円 ※3 特別利益の主要項目 固定資産売却益(土地) 0百万円 回数券払戻引当金戻入 額 121百万円 ※4 特別損失の主要項目 固定資産売却損(土地) 79百万円 固定資産除却費(建物等) 13百万円 減損損失 116百万円 ※5 減損損失 当中間会計期間において、当社は以下の 資産グループについて減損損失を計上 しました。	※1 営業外収益の主要項目 受取配当金 208百万円 有価証券利息 7百万円 受取利息 7百万円 土地物件貸付料 20百万円 原因者負担収入 7百万円 寄付金収入 144百万円 ※2 営業外費用の主要項目 支払利息 54百万円 偽造ハイウェイカード 損失 0百万円 ※3 特別利益の主要項目 仕掛道路資産修正益 110百万円 回数券払戻引当金戻入 額 14百万円 ※4 特別損失の主要項目 固定資産除却費(建物等) 38百万円 減損損失 144百万円 ※5 減損損失 当中間会計期間において、当社は以下の 資産グループについて減損損失を計上 しました。	※1 営業外収益の主要項目 受取配当金 107百万円 有価証券利息 21百万円 受取利息 9百万円 土地物件貸付料 44百万円 原因者負担収入 13百万円 寄付金収入 246百万円 違約金収入 22百万円 ※2 営業外費用の主要項目 支払利息 159百万円 偽造ハイウェイカード 損失 2百万円 ※3 特別利益の主要項目 固定資産売却益(土地) 1百万円 回数券払戻引当金戻入 額 241百万円 ※4 特別損失の主要項目 固定資産売却損(土 地) 104百万円 固定資産除却費(建物 等) 36百万円 減損損失 250百万円 ※5 減損損失 当事業年度において、当社は以下の資 産グループについて減損損失を計上しま した。																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>計上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">休憩所施設</td> <td>建物</td> <td rowspan="3">大阪市西 淀川区</td> <td>111百万円</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>工具、器 具及び備 品</td> <td>4百万円</td> </tr> <tr> <td>(合計)</td> <td></td> <td></td> <td>116百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資産のグルーピング)            資産のグルーピングは管理会計上の区分            を基礎として以下のように決定しており            ます。            ① 高速道路事業に使用している固定資産            は、すべての資産が一体となってキャ            シュ・フローを生成していることから、            全体を一つの資産グループとしており            ます。            ② ①以外の事業用固定資産については、            原則として事業管理単位毎としており            ます。            ③ それ以外の固定資産については、原則            として個別の資産毎としております。</p>	用途	種類	場所	計上額	休憩所施設	建物	大阪市西 淀川区	111百万円	構築物	1百万円	工具、器 具及び備 品	4百万円	(合計)			116百万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>計上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">休憩所施設</td> <td>建物</td> <td rowspan="6">大阪府泉 大津市な ぎさ町ほ か</td> <td>75百万円</td> </tr> <tr> <td>機械及び 装置</td> <td>10百万円</td> </tr> <tr> <td>工具、器 具及び備 品</td> <td>6百万円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウ エア</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>建設仮勘 定</td> <td>50百万円</td> </tr> <tr> <td>(合計)</td> <td></td> <td>144百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資産のグルーピング)            同左</p>	用途	種類	場所	計上額	休憩所施設	建物	大阪府泉 大津市な ぎさ町ほ か	75百万円	機械及び 装置	10百万円	工具、器 具及び備 品	6百万円	ソフトウ エア	1百万円	建設仮勘 定	50百万円	(合計)		144百万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>計上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">休憩所施設</td> <td>建物</td> <td rowspan="4">大阪市西 淀川区ほ か</td> <td>131百万円</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>工具、器 具及び備 品</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td>建設仮勘 定</td> <td>106百万円</td> </tr> <tr> <td>遊休不動 産</td> <td>土地</td> <td>堺市堺区</td> <td>7百万円</td> </tr> <tr> <td>(合計)</td> <td></td> <td></td> <td>250百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資産のグルーピング)            同左</p>	用途	種類	場所	計上額	休憩所施設	建物	大阪市西 淀川区ほ か	131百万円	構築物	1百万円	工具、器 具及び備 品	5百万円	建設仮勘 定	106百万円	遊休不動 産	土地	堺市堺区	7百万円	(合計)			250百万円
用途	種類	場所	計上額																																																								
休憩所施設	建物	大阪市西 淀川区	111百万円																																																								
	構築物		1百万円																																																								
	工具、器 具及び備 品		4百万円																																																								
(合計)			116百万円																																																								
用途	種類	場所	計上額																																																								
休憩所施設	建物	大阪府泉 大津市な ぎさ町ほ か	75百万円																																																								
	機械及び 装置		10百万円																																																								
	工具、器 具及び備 品		6百万円																																																								
	ソフトウ エア		1百万円																																																								
	建設仮勘 定		50百万円																																																								
	(合計)			144百万円																																																							
用途	種類	場所	計上額																																																								
休憩所施設	建物	大阪市西 淀川区ほ か	131百万円																																																								
	構築物		1百万円																																																								
	工具、器 具及び備 品		5百万円																																																								
	建設仮勘 定		106百万円																																																								
遊休不動 産	土地	堺市堺区	7百万円																																																								
(合計)			250百万円																																																								

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)												
<p>(減損損失を認識するに至った経緯) 休憩所別の営業損益が継続してマイナスとなった休憩所施設につき、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(回収可能価額の算定方法) 使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。</p>	<p>(減損損失を認識するに至った経緯) 同左</p> <p>(回収可能価額の算定方法) 同左</p>	<p>休憩所施設 (減損損失を認識するに至った経緯) 休憩所別の営業損益が継続してマイナスとなった休憩所施設につき、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(回収可能価額の算定方法) 使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。</p> <p>遊休不動産 (減損損失を認識するに至った経緯) 将来の使用が見込まれていない遊休の土地に関して、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(回収可能価額の算定方法) 正味売却価額をもって回収可能価額を測定しており、正味売却価額は当該遊休資産の売却予定額等に基づいて評価しております。</p>												
<p>6 減価償却実施額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>2,886百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>512百万円</td> </tr> </table>	有形固定資産	2,886百万円	無形固定資産	512百万円	<p>6 減価償却実施額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>3,095百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>516百万円</td> </tr> </table>	有形固定資産	3,095百万円	無形固定資産	516百万円	<p>6 減価償却実施額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>5,770百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>1,015百万円</td> </tr> </table>	有形固定資産	5,770百万円	無形固定資産	1,015百万円
有形固定資産	2,886百万円													
無形固定資産	512百万円													
有形固定資産	3,095百万円													
無形固定資産	516百万円													
有形固定資産	5,770百万円													
無形固定資産	1,015百万円													

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

## (リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																																														
<p>1. ファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="169 755 557 1120"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各事業共用工具、器具及び備品</td> <td>24</td> <td>18</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>各事業共用ソフトウェア</td> <td>22</td> <td>17</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>47</td> <td>35</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>16百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>16百万円</td> </tr> </table> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>9百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>2百万円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	各事業共用工具、器具及び備品	24	18	6	各事業共用ソフトウェア	22	17	5	合計	47	35	11	1年以内	16百万円	1年超	—	合計	16百万円	支払リース料	9百万円	減価償却費相当額	5百万円	支払利息相当額	2百万円	<p>1. ファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 総合情報及び会計情報等システムに係るサーバー (工具、器具及び備品) であります。 (2) リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3. 固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。</p> <p>①</p> <p>②</p> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>9百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>0百万円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>利息相当額の算定方法 同左</p>	支払リース料	9百万円	減価償却費相当額	5百万円	支払利息相当額	0百万円	<p>1. ファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="1037 755 1425 1120"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各事業共用工具、器具及び備品</td> <td>24</td> <td>21</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>各事業共用ソフトウェア</td> <td>22</td> <td>19</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>47</td> <td>41</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>8百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8百万円</td> </tr> </table> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>18百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>11百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>3百万円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>利息相当額の算定方法 同左</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	各事業共用工具、器具及び備品	24	21	3	各事業共用ソフトウェア	22	19	2	合計	47	41	5	1年以内	8百万円	1年超	—	合計	8百万円	支払リース料	18百万円	減価償却費相当額	11百万円	支払利息相当額	3百万円
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																													
各事業共用工具、器具及び備品	24	18	6																																																													
各事業共用ソフトウェア	22	17	5																																																													
合計	47	35	11																																																													
1年以内	16百万円																																																															
1年超	—																																																															
合計	16百万円																																																															
支払リース料	9百万円																																																															
減価償却費相当額	5百万円																																																															
支払利息相当額	2百万円																																																															
支払リース料	9百万円																																																															
減価償却費相当額	5百万円																																																															
支払利息相当額	0百万円																																																															
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																													
各事業共用工具、器具及び備品	24	21	3																																																													
各事業共用ソフトウェア	22	19	2																																																													
合計	47	41	5																																																													
1年以内	8百万円																																																															
1年超	—																																																															
合計	8百万円																																																															
支払リース料	18百万円																																																															
減価償却費相当額	11百万円																																																															
支払利息相当額	3百万円																																																															
<p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <p>① 道路資産の未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>136,400百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>8,300,055百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8,436,455百万円</td> </tr> </table>	1年以内	136,400百万円	1年超	8,300,055百万円	合計	8,436,455百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <p>① 道路資産の未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>134,757百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>8,179,577百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8,314,334百万円</td> </tr> </table>	1年以内	134,757百万円	1年超	8,179,577百万円	合計	8,314,334百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <p>① 道路資産の未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>139,125百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>8,244,773百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8,383,898百万円</td> </tr> </table>	1年以内	139,125百万円	1年超	8,244,773百万円	合計	8,383,898百万円																																												
1年以内	136,400百万円																																																															
1年超	8,300,055百万円																																																															
合計	8,436,455百万円																																																															
1年以内	134,757百万円																																																															
1年超	8,179,577百万円																																																															
合計	8,314,334百万円																																																															
1年以内	139,125百万円																																																															
1年超	8,244,773百万円																																																															
合計	8,383,898百万円																																																															

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)												
<p>(注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされており、ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされており、</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。</p> <p>② _____</p>	<p>(注) 1. 同左</p> <p>2. 同左</p> <p>② 道路資産以外の未経過リース料</p> <table data-bbox="670 1135 997 1244"> <tr> <td>1年以内</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2百万円</td> </tr> </table>	1年以内	0百万円	1年超	2百万円	合計	2百万円	<p>(注) 1. 同左</p> <p>2. 同左</p> <p>② 道路資産以外の未経過リース料</p> <table data-bbox="1101 1135 1428 1244"> <tr> <td>1年以内</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3百万円</td> </tr> </table>	1年以内	0百万円	1年超	2百万円	合計	3百万円
1年以内	0百万円													
1年超	2百万円													
合計	2百万円													
1年以内	0百万円													
1年超	2百万円													
合計	3百万円													

(有価証券関係)

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)

子会社及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。

当中間会計期間末 (平成22年9月30日)

子会社及び関連会社株式 (中間貸借対照表計上額 子会社株式364百万円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

前事業年度末 (平成22年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式 (貸借対照表計上額 子会社株式364百万円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 1,256.44円 1株当たり中間純損失 金額 146.16円 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 1,313.08円 1株当たり中間純損失 金額 184.02円 同左	1株当たり純資産額 1,497.10円 1株当たり当期純利益 金額 94.50円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり中間純損失金額又は1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
中間純損失(△)又は当期純利益 (百万円)	△2,923	△3,680	1,889
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間純損失(△)又は 普通株式に係る当期純利益 (百万円)	△2,923	△3,680	1,889
普通株式の期中平均株式数 (千株)	20,000	20,000	20,000

## (重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(多額な社債の発行)</p> <p>当社は、取締役会の決議（社債（政府保証なし）400億円以内）に基づき、平成22年10月29日を払込期日として、以下の条件で社債（政府保証なし）を発行しました。</p> <p>区分 阪神高速道路株式会社第5回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）</p> <p>発行総額 金100億円</p> <p>利率 年0.381パーセント</p> <p>償還方法 満期一括</p> <p>発行価額 額面100円につき金100円</p> <p>払込期日 平成22年10月29日</p> <p>償還期日 平成27年9月24日</p> <p>担保 一般担保</p> <p>資金の使途 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金に充当</p> <p>その他 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</p>	

## (2) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第5期）（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）平成22年6月30日近畿財務局長に提出

(2) 有価証券報告書の訂正報告書

平成22年8月27日近畿財務局長に提出

事業年度（第5期）（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

(3) 発行登録書（普通社債）及びその添付書類

平成22年9月10日近畿財務局長に提出

(4) 発行登録追補書類（普通社債）及びその添付書類

平成22年10月20日近畿財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

### 第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

### 第2【保証会社以外の会社の情報】

#### 1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社が発行した第1回から第4回社債（いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）（以下これらを総称して「当社債」といいます。）までには保証は付されておりません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされており、当社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が当社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなります。

- (注) 1. 高速道路会社法第2条第2項に規定する道路であって、大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域（大阪市及び神戸市の区域と自然的、経済的及び社会的に密接な関係がある区域に限る。）並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するものをいいます。
2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとし、）をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社が行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

〈対象となる社債〉

(平成22年9月30日現在)

銘柄	発行年月日	発行価額又は売出価格の総額（百万円）	上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名
阪神高速道路株式会社第1回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	平成19年3月15日	4,997	非上場
阪神高速道路株式会社第2回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	平成20年2月28日	9,999	非上場
阪神高速道路株式会社第3回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	平成21年2月26日	14,997	非上場
阪神高速道路株式会社第4回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	平成22年2月19日	25,000	非上場

## 2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

## 3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

### 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成22年3月31日現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地  
東京都港区西新橋二丁目8番6号  
子会社及び関連会社はございません。
- ④ 役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くことされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。  
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成22年3月31日現在、2名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。
- ⑤ 資本金及び資本構成

平成22年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国（国土交通大臣及び財務大臣）及び関係地方公共団体が出資しております。

I 資本金	4,983,550百万円
政府出資金	3,722,026百万円
地方公共団体出資金	1,261,524百万円
II 資本剰余金	846,161百万円
資本剰余金	34百万円
民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
損益外減価償却累計額	△2,744百万円
損益外減損損失累計額	△2,061百万円
III 利益剰余金	1,773,601百万円
純資産合計	7,603,313百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

- ⑥ 事業の内容
  - (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
  - (b) 業務の範囲
    - (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
    - (ii) 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）

- (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
  - (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、当社又は首都高速道路(株)に対する阪神高速道路又は首都高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
  - (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
  - (vi) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、当社又は首都高速道路(株)に対する阪神高速道路又は首都高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
  - (vii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
  - (viii) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、特措法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
  - (ix) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務
  - (x) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
  - (xi) (x) の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務
- (c) 事業にかかる関係法令
- 機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。
- (i) 機構法
  - (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）
  - (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）
  - (iv) 通則法
  - (v) 民営化関係法施行法
  - (vi) 高速道路会社法

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日（平成17年10月1日）から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

### 第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月18日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 阿部 修二 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 林 由佳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、阪神高速道路株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 追記情報

中間連結財務諸表作成のため基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号平成19年12月27日）を当中間連結会計期間より適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月17日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 市田 龍 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 林 由佳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、阪神高速道路株式会社及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月18日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 阿部 修二 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 林 由佳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第5期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、阪神高速道路株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 追記情報

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号平成19年12月27日）を当中間会計期間より適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月17日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 市田 龍 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 林 由佳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第6期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、阪神高速道路株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。